証券コード：8894
2025年１月15日
（電子提供措置の開始日2025年１月８日）

株　主　各　位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート１２階
株 式 会 社　REVOLUTION
代表取締役社長　新　藤　弘　章

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://revolution.co.jp/
　上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・投資家向け情報」を選択のうえ、「株主総会関連」をご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2025年１月29日（水曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時 2025年１月30日（木曜日）午前10時00分(受付開始:午前９時30分)
2. 場　　所 東京都千代田区平河町２丁目６番４号
　　海運ビル３０４号室

3. 目的事項

報告事項 1. 第39期(2023年11月１日から2024年10月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第39期(2023年11月１日から2024年10月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第１号議案　定款の一部変更の件

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)２名選任の件

第３号議案　会計監査人の選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送ください。

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁から４頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

～～～

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

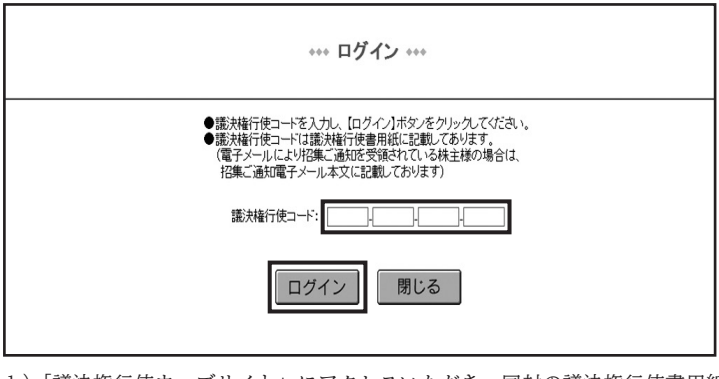
議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net
（ウェブ行使）

議決権の行使期限は、2025年１月29日(水曜日)午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（2）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（3）パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2．議決権行使コード・パスワード入力による方法



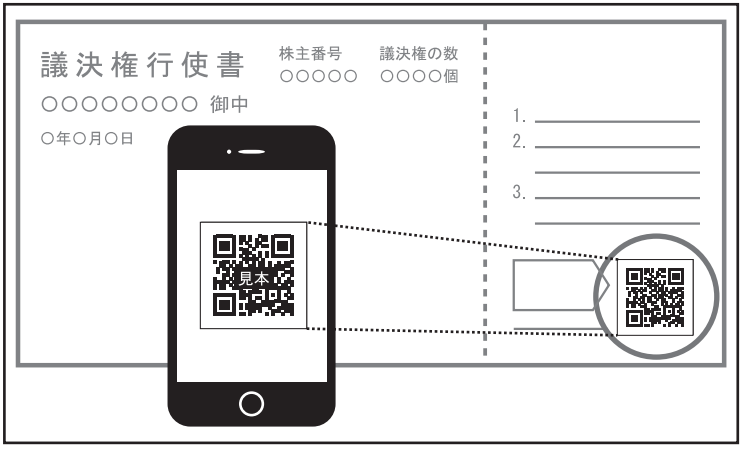
（1）「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（3）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（4）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3．「スマート行使」による方法



（1）同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

（2）一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4．パソコンやスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9：00～21：00）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

［電話］　0120（782）031　（受付時間　9：00～17：00 土日休日を除く）

事　業　報　告

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の水準引き上げが進み緩やかな景気回復基調となりつつあり、日銀がマイナス金利政策解除に続き追加の利上げを決定いたしました。一方で、円安の進行等に起因した物価高が続く中、個人消費は依然として弱い状況となっていることや総選挙実施による国内政治リスクの顕在化など、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループのセグメントに係る各業界においても、国内景気と同様、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、当連結会計年度は当社経営にとって「革命」を起こした１年となりました。本店所在地を東京都千代田区へ変更するとともに経営陣を刷新、メイン事業である不動産事業においては、これまで実施していたプロジェクトは全て中止して東京都心を中心とした不動産取引にシフトいたしました。また、リパーク株式会社、株式会社REGALEを子会社化し不動産事業の拡大を進めました。同じく子会社化したWeCapital株式会社については損益の連結は来期(2025年10月期)からの計上となりますが、新たな事業としてクラウドファンディング事業セグメントを構築、展開できる予定です。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は55億６千６百万円(前年同期比131.6%増)であり、売上高55億６千６百万円の内訳は、2024年６月４日付「販売用不動産の売却に関するお知らせ」で公表した東京都港区のマンションの売却による12億２百万円、2024年６月27日付「販売用不動産の売却に関するお知らせ」で公表した東京の８物件の売却による12億６千９百万円、2024年８月23日付「販売用不動産の売却に関するお知らせ」で公表した東京の収益物件の売却による５億２千１百万円、2024年10月16日付「販売用不動産の売却に関するお知らせ」で公表した東京都渋谷区の土地の売却による16億２千２百万円、「絶景JAPAN」と銘打った前経営陣による案件の売却(１年を通じてマンション１室案件の12件の売却)による６億９千８百万円、その他仲介手数料収入などで１億４千７百万円及び子会社(リパーク株式会社、株式会社REGALE、株式会社REVOLUTION FINANCE)合算で１億３百万円であります。

営業利益は３億３千３百万円(前連結会計年度は営業損失４億１千５百万円)、経常利益は３億３千１百万円(前連結会計年度は経常損失４億８百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は２億９千６百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失３億７千２百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区　　分	売上高	構成比
不動産事業	5,556,995	99.8%
投資事業	－	－
不動産クレジット事業	9,295	0.2%
合　　計	5,566,290	100.0%

①　不動産事業

旧経営陣が進めていた「絶景JAPAN」プロジェクトでの保有していた不動産の売却や、新経営陣による東京や大阪等のプライムロケーションにフォーカスした物件の仕入れや販売を推し進める事業展開を実施しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は55億５千６百万円(前年同期比147.6％増)、営業利益は９億円(前連結会計年度は営業損失２千５百万円)となりました。

②　投資事業

金融商品への出資、上場会社の第三者割当増資の引き受け等を展開しておりますが、新規の投資は停止しております。

この結果、当連結会計年度の売上高はなく、営業損失は３百万円(前連結会計年度は営業利益４千６百万円)となりました。

③　不動産クレジット事業

不動産融資案件を１件実行し、融資残高は１億円となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は９百万円(前年同期比500.0％増)、営業利益は０百万円(前連結会計年度は営業損失７百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、17,917千円であり、その主なものは東京本社内装工事等であります。

なお、当連結会計年度に旧本社(下関)を閉鎖いたしました。

(3) 資金調達の状況

2024年10月に第三者割当による新株式及び新株予約権を発行し、341,338千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特筆記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2024年10月11日を効力発生日として、WeCapital株式会社の子会社化を目的とした株式交付を行い、同日付をもって同社を当社の子会社といたしました。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区　　分	第 36 期 2021年10月期	第 37 期 2022年10月期	第 38 期 2023年10月期	第 39 期 (当連結会計年度) 2024年10月期
売上高	1,090,630	2,026,016	2,403,293	5,566,290
経常利益又は経常損失(△)	243,730	△67,878	△408,869	331,760
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	254,438	3,034	△372,673	296,015
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	7.12円	0.08円	△8.40円	4.29円
総資産	2,199,788	3,598,198	1,952,341	51,628,593
純資産	1,659,151	1,677,105	1,291,716	19,054,862
1株当たり純資産額	41.48円	41.93円	19.94円	163.81円

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3．当社は、2024年10月21日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第36期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区　　分	第 36 期 2021年10月期	第 37 期 2022年10月期	第 38 期 2023年10月期	第 39 期 (当事業年度) 2024年10月期
売上高	1,090,630	2,026,016	2,397,790	5,463,123
経常利益又は経常損失(△)	245,941	△64,618	△401,339	360,077
当期純利益又は当期純損失(△)	256,649	6,474	△407,734	294,696
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	7.18円	0.16円	△9.19円	4.27円
総資産	2,203,728	3,605,423	1,871,330	18,868,540
純資産	1,663,120	1,684,514	1,264,064	18,437,030
1株当たり純資産額	41.58円	42.11円	19.51円	163.55円

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3．当社は、2024年10月21日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第36期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、安定的に利益を計上することが課題であり、早急に立て直しを図るため、当社は2023年12月14日開催の臨時株主総会で経営陣を刷新し、本店所在地を東京都千代田区に変更、事業を東京都内に集中させる等、経営に「革命」を起こした結果、第39期は黒字転換することができました。さらには子会社を取得し、REVOLUTIONグループとしてさらに大きく羽ばたける環境を構築してまいりました。

他方で、ここまで急ピッチで「革命」を進めてきたため、グループとして最高の結果を出すための経営体制構築が課題であると認識しております。

各社が営む事業セグメントに対して、適切な目標設定を行い、進捗や課題を常に把握する等して、健全かつ効率的な経営を実践してまいりたいと考えております。

また、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

2024年10月11日付で、当社が株式交付による新株式を発行したことに伴い、合同会社ＦＯ１の議決権比率が50％を下回ったことから当社の親会社から主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に属性が変更になりました。

なお、当社は合同会社ＦＯ１との間で、経営指導等に関する業務委託契約を締結しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われることがないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としております。

ロ．当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

各取引においては、社外取締役を含めた取締役会で前述イ．のとおり検討し、取引条件を決定しております。また、支配株主と利害関係のない社外取締役から、当社の少数株主にとって特段不利益なものとはいえず、利益に資する旨の意見書を受領していることから、少数株主に不利益を与えないものと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社REVOLUTION FINANCE	60,000千円	100.00%	不動産クレジット事業
Japan Allocation Fund SPC	0.01米ドル	100.00%	投資事業
リパーク株式会社	10,000千円	100.00%	不動産事業
株式会社REGALE	9,000千円	100.00%	不動産事業
WeCapital株式会社	1,090,501千円	54.84%	クラウドファンディング事業
ヤマワケエステート株式会社	100,000千円	100.0% (100.0%)	クラウドファンディング事業
ヤマワケギャランティ株式会社	14,500千円	67.0% (67.0%)	クラウドファンディング事業
ヤマワケアート株式会社	1,000千円	100.0% (100.0%)	クラウドファンディング事業
ヤマワケレンディング株式会社	50,000千円	100.0% (100.0%)	クラウドファンディング事業
WeCapital Holdings, Inc.	1,057千ドル	90.0% (90.0%)	クラウドファンディング事業

（注）1．前連結会計年度において連結子会社であった株式会社REVOLUTION CAPITAL、株式会社REVOLUTION琉球は、当連結会計年度に清算結了したことにより、連結子会社から除外しております。
2．WeCapital株式会社は、2024年10月11日付の株式交付により当社の連結子会社となりました。
3．当社の連結子会社は上記の重要な10社を含む11社であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

⑤ その他
特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

事業部門	事業内容
不動産事業	不動産の販売・仲介
投資事業	金融商品取引・投資
不動産クレジット事業	不動産担保融資等
クラウドファンディング事業	不動産等のクラウドファンディング

(12) 主要拠点等（2024年10月31日現在）
①当社

本社	東京都千代田区紀尾井町４番１号
大阪支店	大阪府大阪市中央区北浜三丁目１番14号

②子会社

株式会社REVOLUTION FINANCE	東京都千代田区紀尾井町４番１号
Japan Allocation Fund SPC	ケイマン諸島
株式会社REVOLUTION REALTY	東京都千代田区紀尾井町４番１号
リパーク株式会社	東京都港区芝４丁目７番６号
株式会社REGALE	東京都中央区日本橋小網町18番６号
WeCapital株式会社	東京都港区六本木四丁目１番４号

（13）従業員の状況（2024年10月31日現在）

	従業員数	前連結会計年度末比増減
男　　性	39名	26名増
女　　性	17名	13名増
合計又は平均	56名	39名増

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)は含んでおりません。

（14）主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

借　　入　　先	借入残高
近畿産業信用組合	1,800,980千円
ミレ信用金庫	1,100,000千円
LonestaInvestment株式会社	525,900千円
りそな銀行	81,757千円
日本政策金融公庫	45,987千円
西武信用金庫	5,674千円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.　会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　250,000,000株

（注）当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式250,000,000株、Ａ種種類株式4,650,000株、第１回Ｂ種種類株式2,500株、第２回Ｂ種種類株式2,500株、第３回Ｂ種種類株式2,500株であります。

（2）発行済株式の総数　　普通株式112,141,552株(自己株式7,005株を除く。)

Ａ種種類株式41,325株(自己株式422,752株を除く。)

第１回Ｂ種種類株式－株(自己株式60株を除く。)

(3) 当期末株主数

普通株式17,969名(前期末比6,455名増)
A種種類株式１名(前期末比１名減)
第１回B種種類株式－名(前期末比１名減)

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)				持株比率(%)
	普通株式	A種種類株式	第１回B種種類株式	合計株式	
合同会社FO１	42,000	－	－	42,000	37.44
合同会社ルビーインベストメント	5,235	－	－	5,235	4.67
ＴＳＭ総合ファーム株式会社	3,567	－	－	3,567	3.18
橋口遼	3,310	－	－	3,310	2.95
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	2,851	－	－	2,851	2.54
リシェア株式会社	2,571	－	－	2,571	2.29
ＥＶＯ ＦＵＮＤ	2,450	41	－	2,491	2.22
松田悠介	2,359	－	－	2,359	2.10
竹岡裕介	2,339	－	－	2,339	2.09
芝清隆	2,336	－	－	2,336	2.08

(注)　持株比率は自己株式(429千株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3.　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況(2024年10月31日現在)

該当事項は有りません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況

2024年８月30日開催の取締役会決議による第７回新株予約権

① 新株予約権の数
1,069,600個
② 新株予約権の目的である株式の数
10,696,000株
③ 新株予約権の払込金額
1個につき320円
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１株につき220円
⑤ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
110円
⑥ 新株予約権を行使することができる期間
2024年10月９日から2034年10月８日

⑦　新株予約権の行使の条件

ア．新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、以下に掲げる条件をいずれも満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ア)当社の2025年10月期の連結財務諸表におけるEBITDAが４億5,000万円以上となった場合。連結財務諸表におけるEBITDAは、当社の連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書又は連結キャッシュ・フロー計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする(EBITDAについて以下同じ)。

(イ)当社の2026年10月期の連結財務諸表におけるEBITDAが５億5,000万円以上となった場合。

イ．新株予約権者が法人である場合、新株予約権の権利行使時においても、新株予約権者の代表者かつ当該法人の株式又は持分の過半数を有する者が、WeCapital株式会社の取締役又は従業員であることを要する。但し、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ウ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

エ．各本新株予約権の一部行使はできない。

オ．新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値が12円(但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)以下の価格となった場合。

⑧　子会社役員の交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
子会社役員	802,200個	8,022,000株	３名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2024年10月31日現在）

2023年３月29日開催の取締役会決議による第５回新株予約権

2023年12月19日の取締役会において、2023年５月１日に発行した第５回新株予約権について、残存する全ての新株予約権を取得及び消却することを決議し、2024年１月４日に第５回新株予約権の取得及び消却を実施いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新　藤　弘　章	㈱REVOLUTION FINANCE 代表取締役 Japan Allocation Fund SPC　Director
取締役副社長	砂　川　優太郎	不動産事業本部長
取締役 (監査等委員)	依　田　俊　一	法律事務所Z パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	松　丸　三枝子	株式会社Graphnetwork 代表取締役 株式会社See Em Why K 代表取締役
取締役 (監査等委員)	岩　崎　比　菜	ファミリーテック株式会社入社 執行役員CFO

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
就任
2023年12月14日開催の臨時株主総会において新藤弘章氏、砂川優太郎氏が取締役に就任いたしました。
2024年１月29日開催の第38回定時株主総会において、依田俊一氏、松丸三枝子氏、岩崎比菜氏が取締役(監査等委員)に就任しました。
退任
2023年12月14日開催の臨時株主総会終結の時をもって、岡本貴文氏、津野浩志氏、新垣嘉啓氏が取締役を辞任により退任しました。
2024年１月29日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、フー ジョン チー チョング氏が取締役を、福田享氏、高橋隆敏氏、伏見崇宏氏が取締役(監査等委員)を退任しました。
2. 取締役依田俊一氏、松丸三枝子氏及び岩崎比菜氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は監査等委員会設置会社として、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施していることや内部統制室の連携が常時可能であること、経営陣間で適宜応答をできる環境を整えていることなどから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 取締役依田俊一氏、松丸三枝子氏及び岩崎比菜氏は、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。なお、取締役会の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針の整合性を含め、社外取締役の意見を確認しているため、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬等(以下イ・ウを除く)の額又はその算定方法の決定に関する方針

月額支給の固定報酬のみとし、その額は在任年数や当社の業績等を考慮しながら、総合的に決定いたします。

イ．取締役の個人別の報酬等のうち，業績連動報酬等がある場合は，業績指標の内容および業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

現時点では定めていないため方針は定めておりません。

ウ．取締役の個人別の報酬等のうち，非金銭報酬等がある場合は，その内容および額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、社宅を提供するものです。当社が借り上げる社宅の１年当たりの賃料の総額と、当社が取締役より徴収する１年当たりの社宅料の総額との差額の合計額は、年額20,000千円以内とし、社宅の決定は取締役会で行います。

以上について、2023年１月27日開催の定時株主総会で決議されました。なお、当該株主総会終了直後における取締役(監査等委員を除く)の員数は４名(うち社外取締役０名)です。

エ．前述ア・イ・ウの額の割合の決定に関する方針

現時点では固定報酬しか定めていないため割合の決定に関する方針は定めておりません。

オ．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬に関しては月額支給とします。その他の報酬については支給することを定めておりませんので、条件等の決定に関する方針は定めておりません。

カ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときの事項(委任を受ける者の氏名等，委任する権限の内容，権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときはその内容)

代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定するものとし、その決定に関しては取締役を含めた第三者へ委任しない方針です。

キ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法(カを除く)

代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定します。

ク．前述ア～キのほか，取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

重要な事項はありません。

②取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の人数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （監査等委員を除く） （うち社外取締役）	30,010 (-)	28,500 (-)	－	1,510 (-)	6 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	5,450 (5,450)	5,450 (5,450)	－	－	6 (6)
合計 （うち社外取締役）	35,460 (5,450)	33,950 (5,450)	－	1,510 (-)	12 (6)

（注）1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）４名、監査等委員である取締役３名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2023年１月27日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内、ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員を除く）の員数は４名（うち社外取締役０名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2018年１月26日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員）の員数は３名です。

（4）社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	依田俊一	監査等委員就任後に開催された取締役会９回のうち全て、監査等委員会10回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	松丸三枝子	監査等委員就任後に開催された取締役会９回のうち全て、監査等委員会10回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	岩崎比菜	監査等委員就任後に開催された取締役会９回のうち全て、監査等委員会10回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条第４項の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

④親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59,250千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	-千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項ありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

Ⅰ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役及び使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。

（2）代表取締役社長の直属部門として内部統制室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役らに報告する。

（3）コンプライアンス、リスク管理を統括する組織を取締役会とする。なお、内部統制室は、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会で報告される体制を構築する。

（4）使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度規程」を制定する。

（5）市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

Ⅱ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存及び管理する。

（2）取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

Ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）「リスク管理規程」を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、リスクや被害等の最小化を図る。

（2）内部統制室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会で報告する。

Ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会は事業計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか四半期の業績管理を行う。

（2）取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守する。

（3）日常の職務執行に際しては、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

Ⅴ．当社並びに子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の管理本部が統括するものとし、管理本部本部長が、経営内容を定期的に点検する。なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

（1）子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を統括する当社の管理本部が必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①子会社は、当社の「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともにリスクや被害等の最小化を図る。

②当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会等の所定の機関に報告する。

（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの事業計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。

②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。

（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の管理本部及び内部統制室は、必要に応じて子会社を指導する。

Ⅵ．監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

（2）監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。

（3）監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対してその職務遂行に関する必要な権限を与え、それを妨げてはならないものとする。

Ⅶ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制

（1）代表取締役社長及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

（2）当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。
①内部監査部門が実施した内部監査の結果(内部統制システムの状況含む)
②リスク管理の状況
③コンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)等
④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
⑥その他上記①～⑤に準じる事項

（3）当社の内部統制室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。

Ⅷ. 監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社は、監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

（2）当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の内部統制室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述（1）と同様の扱いとする。

Ⅸ. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（1）監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要がないと認められた場合を除き、前払い又は償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

Ⅹ. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。

（2）監査等委員である取締役が監査の実施に当たり、独自に顧問弁護士を雇用し、又は必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

（3）当社の代表取締役社長及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。

（4）監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、取締役会にて詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

②リスク管理体制の確認及び内部監査の実施について

内部監査を担当する内部統制室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか、リスク管理体制が適切な状態であるか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

③監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査等委員会では、取締役会の運営内容の確認や各監査等委員との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する内部統制室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保を蓄積にすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第１項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。今後、業績の向上に努め、早期に復配を目指す所存であります。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

～～～

連結貸借対照表

（2024年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**33,833,862**	**流動負債**	**32,237,915**
現金及び預金	3,293,578	営業未払金	2,158
営業未収入金	18,156	短期借入金	3,425,900
営業投資有価証券	57,268	1年内返済予定の長期借入金	22,851
棚卸資産	25,153,153	未払費用	1,147,407
未収還付法人税等	950	未払法人税等	178,596
営業貸付金	268,810	預り金	49,680
その他	5,042,685	匿名組合出資預り金	27,065,404
貸倒引当金	△741	その他	345,916
固定資産	**17,764,033**		
有形固定資産	**157,707**	**固定負債**	**335,814**
建物及び構築物（純額）	99,440	長期借入金	111,547
車両運搬具（純額）	1,931	ノンリコース長期借入金	57,268
工具、器具及び備品（純額）	22,680	退職給付に係る負債	2,468
土地	31,747	長期預り敷金保証金	8,381
その他	1,907	その他	156,148
無形固定資産	**16,350,802**	**負債合計**	**32,573,730**
ソフトウェア	102,259	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	106,251	**株主資本**	**18,031,060**
のれん	16,141,705	**資本金**	**299,416**
その他	586	**資本剰余金**	**17,765,323**
投資その他の資産	**1,255,523**	**利益剰余金**	**△29,041**
投資有価証券	786,238	**自己株式**	**△4,637**
出資金	23,290	**その他の包括利益累計額**	**339,004**
破産更生債権等	709	その他有価証券評価差額金	339,004
敷金及び保証金	78,412	**新株予約権**	**95,937**
その他	367,582	**非支配株主持分**	**588,861**
貸倒引当金	△709		
繰延資産	**30,697**	**純資産合計**	**19,054,862**
資産合計	**51,628,593**	**負債及び純資産合計**	**51,628,593**

連結損益計算書

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
不動産販売高	5,443,527	
金融収益	7,295	
受取手数料	2,000	
その他	113,468	5,566,290
売上原価		
不動産販売原価	4,535,663	
棚卸資産評価損	5,257	
有価証券運用損	311	
減価償却費	7,903	4,549,135
売上総利益		**1,017,154**
販売費及び一般管理費		683,829
営業利益		**333,324**
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,317	
有価証券運用益	916	
受取家賃	16,626	
貸倒引当金戻入額	2,191	
業務受託収入	16,000	
社宅使用料	4,873	
その他	14,402	61,326
営業外費用		
支払利息	26,084	
業務受託費用	10,976	
支払手数料	15,920	
その他	9,910	62,890
経常利益		**331,760**
特別利益		
固定資産売却益	1,727	
段階取得に係る差益	17,497	
資産除去債務戻入益	10,885	
その他	52	30,162
特別損失		
解約違約金等	4,193	4,193
税金等調整前当期純利益		**357,729**
法人税、住民税及び事業税	61,955	
法人税等調整額	△241	61,714
当期純利益		**296,015**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**296,015**

連結株主資本等変動計算書

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,511,355	△325,057	△1,972	1,284,325
当期変動額					
新株の発行（第三者割当増資）	195,873	195,873			391,747
新株の発行（新株予約権の行使）	3,542	3,542			7,085
株式交付による増加		16,054,551			16,054,551
親会社株主に帰属する当期純利益			296,015		296,015
新株予約権の発行					－
自己株式の取得				△2,664	△2,664
自己新株予約権の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	199,416	16,253,967	296,015	△2,664	16,746,734
当期末残高	299,416	17,765,323	△29,041	△4,637	18,031,060

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,094	4,094	3,296	－	1,291,716
当期変動額					
新株の発行（第三者割当増資）					391,747
新株の発行（新株予約権の行使）			△85		7,000
株式交付による増加					16,054,551
親会社株主に帰属する当期純利益					296,015
新株予約権の発行			51,340		51,340
自己株式の取得					△2,664
自己新株予約権の消却			△3,211		△3,211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	334,909	334,909	44,596	588,861	968,367
当期変動額合計	334,909	334,909	92,640	588,861	17,763,146
当期末残高	339,004	339,004	95,937	588,861	19,054,862

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

株式会社REVOLUTION FINANCE、Japan Allocation Fund SPC

株式会社REVOLUTION REALTY、リパーク株式会社

株式会社REGALE、WeCapital株式会社、ヤマワケエステート株式会社

ヤマワケギャランティ株式会社、ヤマワケアート株式会社

ヤマワケレンディング株式会社、WeCapital Holdings, Inc.

株式会社REVOLUTION REALTYは新規設立により、リパーク株式会社、株式会社REGALE、WeCapital株式会社及びその子会社５社(ヤマワケエステート株式会社、ヤマワケギャランティ株式会社、ヤマワケアート株式会社、ヤマワケレンディング株式会社、WeCapital Holdings, Inc.)は株式の取得により、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社REVOLUTION CAPITAL及び株式会社REVOLUTION琉球は、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約で規定する決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を元に、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、当該期間にわたり、定額法により償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)を計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

①不動産事業

不動産事業では、主に土地、中古戸建・マンション等の物件販売を行っております。物件の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引き渡すと同時に売却代金を受領した時点で、収益を認識しております。

②投資事業

投資事業では、金融商品への出資、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っております。当該業務から生じる収益については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年７月４日)に従い収益を認識しております。

③不動産クレジット事業

不動産クレジット事業では、不動産担保融資を行っており、融資実行による融資手数料収入、利息収入を得ております。

融資手数料は、顧客との金銭消費貸借契約に基づき、融資を実行する義務を

負っており、顧客に融資実行すると同時に融資手数料を受領した時点で、収益を認識しております。

利息収入は、顧客との金銭消費貸借契約に基づき、融資実行後、契約期間にわたって貸付することで履行義務を充足することから、一定期間で収益を認識しております。

(6) 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年６月28日)を適用し、在外子会社に対して、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 表示方法の変更

前連結会計年度において、「流動資産」に掲記しておりました「販売用不動産」は、当連結会計年度より、棚卸資産に属する他の資産とともに「棚卸資産」の科目をもって一括して掲記することとしております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(１) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2024年10月31日)
のれん	16,141,705千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

Ⅰ.算出方法

当連結会計年度の企業結合取引により生じたのれんであり、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において、識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

Ⅱ.主要な仮定

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力は、事業計画を基に計算されており、当該事業計画における主要な仮定は、売上高、売上総利益(構成要素を含む)であり、これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

Ⅲ.翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定、取得原価の配分が完了し、暫定的な会計処理の確定により、翌連結会計年度の連結財務諸表においてのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、被取得企業が属する業界の事業環境の変化等により事業計画の実現可

能性に影響を受ける可能性があり、業績等の悪化により仮定の見直しが必要となった場合は減損損失の認識により、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

（２）投資有価証券

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 （2024年10月31日）
投資有価証券	786,238千円

投資有価証券のうち、レベル３の時価に区分される有価証券(以下、「レベル３の有価証券」という)が686,637千円計上されております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（レベル３の有価証券）

Ⅰ．算出方法

レベル３の有価証券は、主として、当社が保有する転換社債型新株予約権付社債であり、相場価格が入手できないため、評価モデルとそれに使用するインプットにより算定しております。

算出方法については、「8．金融商品の時価等に関する注記（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 （注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

Ⅱ．主要な仮定

時価の算定にあたっては、DCF法により算定された発行会社における１株当たりの株式価値や株価ボラティリティといった主に市場で観察できないインプットを使用しております。

インプットの説明については、「 8．金融商品の時価等に関する注記（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 （注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報」に記載しております。

Ⅲ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の状況の変化等による主要な仮定の変化がレベル３の有価証券の評価額に影響し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響については、「8.金融商品の時価等に関する注記（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明」に記載しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　27,684千円

(2) 担保に供している資産

棚卸資産	1,860,000千円
その他(流動資産)	2,200,000千円
計	4,060,000千円

上記に対応する債務

短期借入金	2,900,000千円
計	2,900,000千円

なお、上記には登記留保として提供している販売用不動産及びその債務を含めております。

(3) ノンリコース債務及びノンリコース債務に対応する資産

ノンリコース債務

ノンリコース長期借入金	57,268千円
計	57,268千円

ノンリコース債務に対応する資産

営業投資有価証券	57,268千円
計	57,268千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	646,185,819	455,044,694	989,081,956	112,148,557
A種種類株式（株）	4,640,771	－	4,176,694	464,077
第１回B種種類株式（株）	600	－	540	60

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

第５回新株予約権の行使による増加	500,000株
A種種類株式の取得請求権行使による増加	75,712,500株
第１回B種種類株式の取得請求権行使による増加	19,897,620株
第三者割当による普通株式発行による増加	17,348,367株
株式交付に伴う普通株式発行による増加	341,586,207株

減少数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

2024年10月21日付株式併合による減少	989,081,956株

Ａ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　4,176,694株
第１回Ｂ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　540株

（2）自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,321	6,681	3,997	7,005
Ａ種種類株式（株）	3,477,516	750,000	3,804,764	422,752
第１回Ｂ種種類株式（株）	－	330	270	60

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次の通りであります。
普通株式
単元未満株式の買取りによる増加　6,681株
Ａ種種類株式
取得請求権行使による増加　750,000株
第１回Ｂ種種類株式
取得請求権行使による増加　330株

減少数の内訳は、次の通りであります。
普通株式
2024年10月21日付株式併合による減少　3,997株
Ａ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　3,804,764株
第１回Ｂ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　270株

（3）新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	第５回新株予約権(2023年５月１日発行)	普通株式	19,390,000	－	19,390,000	－	－
当社	第６回新株予約権(2024年10月８日発行)	普通株式	－	53,480,000	48,132,000	5,348,000	31,978
当社	第７回新株予約権(2024年10月８日発行)	普通株式	－	106,960,000	96,264,000	10,696,000	63,958
合計			19,390,000	160,440,000	163,786,000	16,044,000	95,937

（注）1．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2．目的となる株式の数の変動事由の概要

第５回新株予約権	
行使による減少	500,000株
取得による減少	18,890,000株
第６回新株予約権	
発行による増加	53,480,000株
2024年10月21日付株式併合による減少	48,132,000株
第７回新株予約権	
発行による増加	106,960,000株
2024年10月21日付株式併合による減少	96,264,000株

(4) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定しております。資金調達については、主に不動産事業及び投資事業並びに不動産クレジット事業を行うための資金及び運転資金等について、金融機関等により調達しております。また、クラウドファンディング事業について、匿名組合出資及び金融機関等により調達しています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業投資有価証券、投資有価証券及びノンリコース長期借入金は、時価の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主に不動産事業を行うことを目的にしており、資金調達に係る流動性リスク(必要な資金が確保できなくなるリスク及び支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

ノンリコース長期借入金は、主に一部の連結子会社が投資事業を行うことを目的に調達しており、投資先の株式の公正価値の下落リスクを回避し、返済責任を責任財産の範囲に限定する目的で利用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ロ．資金調達に係る流動性リスクの管理
資金調達に係る流動性リスクについては、当社および各連結子会社にて適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2024年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	57,268	57,268	－
(2) 投資有価証券	692,828	692,828	－
資産計	750,096	750,096	－
(1) 1年内返済予定の長期借入金	22,851	24,227	1,376
(2) 長期借入金	111,547	120,802	9,255
(3) ノンリコ―ス長期借入金	57,268	57,268	－
負債計	191,666	202,298	10,631

（※１）現金は注記を省略しており、預金、短期借入金及び匿名組合出資預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60,900千円
投資事業有限責任組合	32,509千円

上記は、「(2)金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

（※３）長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	22,851	21,423	28,347	17,826	17,308	26,643
ノンリコース長期借入金	－	57,268	－	－	－	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業投資有価証券		－	57,268	57,268
投資有価証券	4,482	1,708	686,637	692,828
資産計	4,482	1,708	743,906	750,096
1年内返済予定の長期借入金	－	24,227	－	24,227
長期借入金	－	120,802	－	120,802
ノンリコース長期借入金	－	－	57,268	57,268
負債計	－	145,029	57,268	202,298

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券
上場株式は活発な市場で取引されており、無調整の相場価格を用いているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。
市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。
転換社債型新株予約権付社債は、相場価格が入手できないため、モンテカルロ・シミュレーションを用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、DCF法により算定された投資先の１株当たりの株式価値及び株価のボラティリティ等が含まれ、時価算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。 また、在外子会社が保有する持分証券(非上場株式)は、相場価格が入手できないため、投資先の１株当たり純資産額を基礎として算定しており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

ノンリコース長期借入金
　公正価値オプションを適用した上記の持分証券を責任財産とするノンリコース借入金の公正価値は、持分証券の公正価値に基づいて算定しており、持分証券同様、レベル３の時価に分類しております　。

（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
営業投資有価証券				
持分証券（非上場株式）	純資産額法	1株当たり純資産額	587円	－
投資有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	モンテカルロ・シミュレーション	1株当たりの株式価値 ボラティリティ	13,917千円 25.77%	－

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：千円）

	営業投資有価証券	投資有価証券	資産計	ノンリコース長期借入金	負債計
期首残高	62,289	－	62,289	62,289	62,289
当期の損益又はその他の包括利益					
損益に計上	－	－	－	－	－
その他の包括利益に計上(※)	－	－	－	－	－
購入、売却、行使及びその他の純額	△5,020	686,637	681,617	△5,020	△5,020
レベル３の時価への振替	－	－	－	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－	－	－	－
期末残高	57,268	686,637	743,906	57,268	57,268
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	－	－	－	－	－

（※）「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（3）時価の評価プロセスの説明

当社グループは、経理規程にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、当該方針及び手続に沿って担当者が時価を算定しており、適切な責任者が承認しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる算定方法を用いております。また、外部の専門家から入手した評価結果を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により時価の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

持分証券(非上場株式)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、1株当たり純資産額であります。1株当たり純資産額の著しい増加(減少)は、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

転換社債型新株予約権付社債の時価算定で用いている重要な観察できないインプットは、DCF法により算定された投資先の1株当たりの株式価値及び株価のボラティリティであります。1株当たりの株式価値の著しい増加(減少)は、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。また、ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることとなり、これにより時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

9. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

2024年6月28日開催の取締役会において、以下のとおり、リパーク株式会社及び株式会社REGALEの株式を取得し、完全子会社化することを目的として、株式譲渡契約の締結および本件の買収対価の一部とするために第三者割当による普通株式の発行(現物出資)を行うことについて決議し、2024年7月16日に払込手続きが完了し、完全子会社となりました。

(リパーク株式会社)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　リパーク株式会社

事業の内容　　不動産事業

② 企業結合を行った主な理由

リパーク株式会社は、主に投資用ワンルームマンションの買取再販事業を行っており、当社とは異なる仕入れ先や顧客ターゲットを有する両社を傘下に迎えることにより、同じ不動産事業領域の中でも、当社の不動産事業の更なる拡大発展が見込めると判断したものです。

③ 企業結合日

2024年6月30日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金および当社の普通株式を対価とした現物出資による株式取得。

⑤　結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥　取得する議決権比率

100%

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び当社の普通株式を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年７月１日から2024年９月30日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	18,000千円
	企業結合日に交付した当社普通株式の企業結合日における時価	43,750千円
取得原価		61,750千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 750千円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等　4,724千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの額	106,199千円
発生原因	主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
償却期間及び償却方法	15年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	66,585千円
固定資産	50,197千円
資産合計	116,782千円
流動負債	39,727千円
固定負債	120,755千円
負債合計	160,482千円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,024,412千円
営業利益	△10,469千円
経常利益	△19,851千円
税金等調整前当期純利益	△19,389千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△18,997千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に開始したと仮定し、連結会計年度の開始の日から企業結合日までの取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報を影響額の概算額としております。

また、のれんが当期首に発生したものとして、その償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式会社REGALE)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社REGALE

事業の内容　　不動産事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社REGALEは、主に投資用ワンルームマンションの売買仲介を行っている会社です。当社とは異なる仕入れ先や顧客ターゲットを有する両社を傘下に迎えることにより、同じ不動産事業領域の中でも、当社の不動産事業の更なる拡大発展が見込めると判断したものです。

③ 企業結合日

2024年５月31日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金および当社の普通株式を対価とした現物出資による株式取得。

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び当社の普通株式を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年６月1日から2024年８月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	32,000千円
	企業結合日に交付した当社普通株式の企業結合日における時価	58,000千円
取得原価		90,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等　3,971千円

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの額	66,750千円
発生原因	主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
償却期間及び償却方法	13年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	35,738千円
固定資産	1,567千円
資産合計	37,305千円
流動負債	3,058千円
固定負債	10,998千円
負債合計	14,056千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	38,308千円
営業利益	3,725千円
経常利益	3,581千円
税金等調整前当期純利益	4,636千円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,369千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に開始したと仮定し、連結会計年度の開始の日から企業結合日までの取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報を影響額の概算額としております。

また、のれんが当期首に発生したものとして、その償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

（取得による企業結合）

2024年８月30日開催の取締役会において、2024年10月11日を効力発生日として、当社を株式交付親会社とし、WeCapital株式会社を株式交付子会社とする株式交付を行うことを決議し、2024年９月30日の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会において承認され、2024年10月11日付で効力が発生し、WeCapital株式会社及び同社の子会社５社は、当社の連結子会社となりました。

（WeCapital株式会社）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　WeCapital株式会社
ヤマワケエステート株式会社
ヤマワケレンディング株式会社
ヤマワケアート株式会社
ヤマワケギャランティ株式会社
WeCapital Holdings, Inc.

事業の内容　クラウドファンディング事業

② 企業結合を行った主な理由

WeCapital株式会社は、子会社のヤマワケエステート株式会社を通じて不動産クラウドファンディング「ヤマワケエステート」を展開し、その優れた成長性と実績により、新進気鋭ながらも不動産クラウドファンディング市場で高い評価を得ており、当社の不動産事業に加え、金融業界への事業拡大を見据えた重要なステップとなり、WeCapital 社との協業を通じてクラウドファンディングを新たな収益源となると判断したものです。

③ 企業結合日

2024年９月30日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式　現金及び当社の普通株式を対価とした株式取得。

⑤ 結合後企業の名称　名称の変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率　54.84%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び当社の普通株式を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結、被取得企業の業績は含んでいません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	54,327千円
	企業結合日に交付した当社普通株式の企業結合日における時価	16,054,551千円
取得原価		16,108,878千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得に至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 16,747千円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等　21,697千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの額	15,971,808千円
発生原因	主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
償却期間及び償却方法	現在精査中のため、未定であります。

(注)なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	31,922,681千円
固定資産	1,280,617千円
資産合計	33,203,298千円
流動負債	31,913,715千円
固定負債	11,751千円
負債合計	31,925,466千円

(8) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針
①条件付取得対価の内容
被取得企業の業績等に基づく達成条件を基準日時点で充足しない場合には、未達の状況に応じて、当社が取得の対価として交付した株式の一部を無償で譲り受ける契約となっております。
②会計方針
取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(9) 取得原価の配分
当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

（10）企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	6,336,518千円
営業利益	△2,739,654千円
経常利益	△2,569,064千円
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	△2,736,243千円
税金等調整前当期純利益	△1,855,978千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,016,420千円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に開始したと仮定し、連結会計年度の開始の日から企業結合日までの取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報を影響額の概算額としております。

また、のれんが当期首に発生したものとして、その償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

10. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	不動産事業	投資事業	不動産クレジット事業	合計
売上高				
不動産販売高	5,531,883	－	－	5,531,883
利息・融資手数料	－	－	9,295	9,295
顧客との契約から生じる収益	5,531,883	－	9,295	5,541,178
その他の収益	25,111	－	－	25,111

（2）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　3.　会計方針に関する事項　（5）重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. １株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　163円81銭

（2）１株当たり当期純利益　４円29銭

（注）2024年10月21日付で10株につき１株の割合で株式併合を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算出しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(1)当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、下記のとおり、EVO FUND(Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム。以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第８回新株予約権の発行を決議し、2024年12月９日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は以下のとおりであります。

（1）	割当日	2024年12月９日
（2）	新株予約権の総数	25,000個（１個につき100株）
（3）	発行価額	新株予約権１個につき551円 （新株予約権の目的である株式１株につき5.51円）
（4）	当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権１個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は334.5円（2024年11月20日の終値の50％（小数第２位を切上げ）に相当）とします。下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株であります。
（5）	資金調達の額	1,513,860,000円（注）
（6）	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額　602.1円 本新株予約権の行使価額は、2025年６月９日に初回の修正がされ、以後2026年６月９日及び2027年６月９日（個別に又は総称して以下「修正日」といいます。）に、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額の小数第２位を切り上げた額（以下「修正日価額」といいます。）に修正されます。但し、当該修正日価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。
（7）	新株予約権の取得事由	下記第(９)項に定める本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得します。
（8）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本新株予約権の全てをEVO FUNDに割り当てます。
（9）	権利行使期間	2024年12月10日（当日を含む。）から2027年12月９日（当日を含む。）までとします。
(10)	その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合に当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。 また、本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

(2)当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の代表取締役に対して有償ストックオプションとして第９回新株予約権の発行を決議し、2024年12月９日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は以下のとおりであります。

（1）	割当日	2024年12月９日(月)
（2）	新株予約権の総数	33,644個（新株予約権１個につき100株） (注)　上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
（3）	発行価額	新株予約権１個につき583円(新株予約権の目的である株式１株当たり5.83円)
（4）	当該発行による潜在株式数	3,364,400株
（5）	資金調達の額	1,717,335,852円
（6）	行使価額	506円
（7）	新株予約権の行使条件	１．本新株予約権者は、行使期間中に、以下に掲げる条件の全部を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 ①　本新株予約権の割当日から行使期間中に東京証券取引所における当社の普通株式の終値が1,000円以上(但し、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)となった場合 ②　2025年10月期における累計売上高が100億円以上となった場合。 ２．本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、又は当社が認める社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ３．本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の法定相続人(当該本新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族１名に限り、以下「権利承継人」という。)に限り、本新株予約権を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は本新株予約権を相続できない。 ４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ６．第１項にかかわらず、行使期間中に、一度でも東京証券取引所における当社の普通株式の終値が150円(但し、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、直ちに本新株予約権を行使しなければならない。
（8）	募集又は割当方法（割当予定先）	当社役員　1名
（9）	権利行使期間	2024 年 12 月 10 日から 2025 年 12 月 31 日(但し、2025 年 12 月 31 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間（以下「行使期間」という）とする。

(3)共通支配下の取引等

当社は、2024年12月24日開催の当社取締役会において、2025年５月１日を効力発生日とする会社分割(吸収分割)により、当社の不動産事業を、同一親会社の完全子会社である、株式会社REVOLUTION REALTYに承継させることを決議し、2024年12月24日付で契約を締結しました。

①取引の概要

(ⅰ)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の不動産事業

事業の内容：都心一等地にフォーカスした、不動産の買取再販事業

(ⅱ)企業結合日

2025年５月１日

(ⅲ)企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社REVOLUTION REALTY(当社の連結子会社)を承継会社とする会社分割

(ⅳ)結合後企業の名称

株式会社REVOLUTION REALTY(当社の連結子会社)

(ⅴ)その他取引の概要に関する事項

当社グループの効率的かつ機動的な経営体制を構築するためには、当社の役割を子会社の経営を適切に管理及び維持する点に集中させることが望ましく、当社グループを持株会社と事業会社に分離した持株会社体制に移行することが必要な状況になっております。そこで、当社は、吸収分割の方法により当社の完全子会社であるREVOLUTION REALTYに当社の不動産事業を承継することにより持株会社に移行することにいたしました。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として行う予定です。

③子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

無対価で行う予定です。

14. その他の注記

該当事項はありません。

15. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2024年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,620,708**	**流動負債**	**270,309**
現金及び預金	1,196,522	営業未払金	1,135
営業未収入金	9,090	未払金	13,693
販売用不動産	6,871	預り金	3,733
未収入金	5,041	未払法人税等	155,082
短期貸付金	380,000	未払費用	54,117
その他	23,924	その他	42,547
貸倒引当金	△741	**固定負債**	**161,201**
固定資産	**17,223,109**	退職給付引当金	2,468
有形固定資産	**16,283**	預り敷金保証金	8,381
建物	9,812	繰延税金負債	149,615
工具器具備品	6,471	その他	735
無形固定資産	**260**	**負債合計**	**431,510**
ソフトウェア	260	（純資産の部）	
投資その他の資産	**17,206,565**	**株主資本**	**18,002,089**
投資有価証券	784,227	**資本金**	**299,416**
関係会社株式	16,345,275	**資本剰余金**	**17,765,323**
その他の関係会社有価証券	24,000	資本準備金	16,253,967
出資金	21,170	その他資本剰余金	1,511,355
破産更生債権等	709	**利益剰余金**	**△58,013**
敷金及び保証金	31,593	その他利益剰余金	△58,013
長期前払費用	300	繰越利益剰余金	△58,013
貸倒引当金	△709	**自己株式**	**△4,637**
		評価・換算差額等	**339,004**
		その他有価証券評価差額金	339,004
繰延資産	**24,722**	**新株予約権**	95,937
		純資産合計	**18,437,030**
資産合計	**18,868,540**	**負債及び純資産合計**	**18,868,540**

損 益 計 算 書

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
不動産販売高	5,372,214	
その他	90,909	5,463,123
売上原価		
不動産販売原価	4,507,727	
棚卸資産評価損	5,257	
減価償却費	7,903	4,520,888
売上総利益		**942,234**
販売費及び一般管理費		578,096
営業利益		**364,138**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,894	
業務受託収入	16,000	
社宅使用料	4,873	
貸倒引当金戻入額	3,019	
受取家賃	16,626	
その他	9,947	59,361
営業外費用		
支払利息	25,746	
支払手数料	15,920	
業務受託費用	10,976	
貸倒損失	955	
その他	9,824	63,422
経常利益		**360,077**
特別利益		
固定資産売却益	1,727	
新株予約権戻入益	52	
資産除去債務戻入益	10,885	12,664
特別損失		
子会社整理損	12,174	
解約違約金等	4,193	16,367
税引前当期純利益		**356,374**
法人税、住民税及び事業税	61,678	
法人税等調整額	－	61,678
当期純利益		**294,696**

株主資本等変動計算書

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	－	1,511,355	1,511,355	△352,709	△352,709	△1,972	1,256,673
当期変動額								
新株の発行（第三者割当増資）	195,873	195,873		195,873				391,747
新株の発行（新株予約権の行使）	3,542	3,542		3,542				7,085
株式交付による増加		16,054,551		16,054,551				16,054,551
当期純利益					294,696	294,696		294,696
新株予約権の発行								－
自己株式の取得							△2,664	△2,664
自己新株予約権の消却								－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	199,416	16,253,967	－	16,253,967	294,696	294,696	△2,664	16,745,415
当期末残高	299,416	16,253,967	1,511,355	17,765,323	△58,013	△58,013	△4,637	18,002,089

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,094	4,094	3,296	1,264,064
当期変動額				
新株の発行（第三者割当増資）				391,747
新株の発行（新株予約権の行使）			△85	7,000
株式交付による増加				16,054,551
当期純利益				294,696
新株予約権の発行			51,340	51,340
自己株式の取得				△2,664
自己新株予約権の消却			△3,211	△3,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	334,909	334,909	44,596	379,505
当期変動額合計	334,909	334,909	92,640	17,172,966
当期末残高	339,004	339,004	95,937	18,437,030

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及びその他の関係会社有価証券	移動平均法による原価法によっております。
②売買目的有価証券	時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっております。
③その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
② 無形固定資産	定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

不動産事業

不動産事業では、主に土地、マンション等の物件販売を行っております。

物件の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引渡を行う義務を負っており、顧客に物件を引渡すと同時に売却代金を受領した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2024年10月31日)
投資有価証券	784,227千円

投資有価証券のうち、レベル３の時価に区分される有価証券(以下、「レベル３の有価証券」という)が686,637千円計上されております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該注記については、「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(レベル３の有価証券等)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　10,820千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権　100,000千円

(3) 買受保証契約

当社は、当社の連結子会社であるヤマワケエステート株式会社が保有する不動産(以下、「対象不動産」という。)について、当社が2025年５月16日までに2,200,000千円以上で買受けを希望する第三者を紹介し、ヤマワケエステート株式会社と第三者との間で売買契約を締結して決済に至らなかった場合、当社が直ちに2,200,000千円で対象不動産を買受けることを約する覚書を締結しております。

なお、当該買受保証契約について、当社代表取締役の新藤弘章も当社と連帯して保証しており、その旨を関連当事者との取引の注記に記載しております。

4. 損益計算書の注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引以外の取引高　2,763千円

5. 株主資本等変動計算書の注記

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	646,185,819	455,044,694	989,081,956	112,148,557
Ａ種種類株式（株）	4,640,771	－	4,176,694	464,077
第１回Ｂ種種類株式（株）	600	－	540	60

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次の通りであります。
普通株式
第５回新株予約権の行使による増加　500,000株
Ａ種種類株式の取得請求権行使による増加　75,712,500株
第１回Ｂ種種類株式の取得請求権行使による増加　19,897,620株
第三者割当による普通株式発行による増加　17,348,367株
株式交付に伴う普通株式発行による増加　341,586,207株

減少数の内訳は、次の通りであります。
普通株式
2024年10月21日付株式併合による減少　989,081,956株
Ａ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　4,176,694株
第１回Ｂ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　540株

(2)自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,321	6,681	3,997	7,005
Ａ種種類株式（株）	3,477,516	750,000	3,804,764	422,752
第１回Ｂ種種類株式（株）	－	330	270	60

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次の通りであります。
普通株式
単元未満株式の買取りによる増加　6,681株
Ａ種種類株式
取得請求権行使による増加　750,000株
第１回Ｂ種種類株式
取得請求権行使による増加　330株

減少数の内訳は、次の通りであります。
普通株式
2024年10月21日付株式併合による減少　3,997株
Ａ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　3,804,764株
第１回Ｂ種種類株式
2024年10月21日付株式併合による減少　270株

6. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	2,468千円
貸倒引当金	1,450千円
棚卸資産	18,620千円
税務上の繰越欠損金	1,897,082千円
その他	138,709千円
繰延税金資産小計	2,058,331千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,897,082千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△161,249千円
評価性引当額小計	△2,058,331千円
繰延税金資産合計	-千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	339,004千円
繰延税金負債合計	339,004千円
繰延税金負債純額	339,004千円

7. 関連当事者との取引の注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	職業又は事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	新藤弘章	—	—	当社代表取締役	—	保証	連結子会社の取引に関する保証	2,200,000	—	—

(注)連結子会社であるヤマワケエステート株式会社が保有する不動産の買受保証契約に関して、当社と連帯して保証しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

8. 企業結合に関する注記

連結注記表の「9.　企業結合に関する注記」の記載と同一であるため、記載を省略しております。

9.　１株当たり情報の注記

（1）１株当たり純資産額　163円55銭

（2）１株当たり当期純利益　４円27銭

（注）2024年10月21日付で10株につき１株の割合で株式併合を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算出しております。

10.　重要な後発事象の注記

第８回新株予約権および第９回新株予約権並びに当社を分割会社、株式会社REVOLUTION REALTY(当社の連結子会社)を承継会社とする会社分割については、連結注記表の「13.　重要な後発事象に関する注記」記載と同一であるため、記載を省略しております。

(1)当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるWeCapital株式会社の発行する第２回新株予約権を引き受けることを決議し、新株予約権引受契約を2024年11月15日で締結いたしました。

第２回新株予約権の概要

（1）	割当日	2024年11月15日
（2）	新株予約権の総数	5,000個(新株予約権１個につき１株)
（3）	発行価額	本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
（4）	当該発行による潜在株式数	5,000株(新株予約権１個につき１株)
（5）	資金調達の額	０円
（6）	行使価額	当初行使価格　303,062円
（7）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本新株予約権の全てを株式会社REVOLUTIONに割り当てます。
（8）	権利行使期間	2026年11月16日から2034年10月31日までとする。

11.　その他の注記

該当事項はありません。

12.　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２４年１２月２４日

株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
取 締 役 会 御 中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　桐　　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　井　恵一郎

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮの２０２３年１１月１日から２０２４年１０月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２４年１２月２４日

株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
取　締　役　会　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　中　桐　　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　川　井　恵一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮの２０２３年１１月１日から２０２４年１０月３１日までの第３９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２３年１１月１日から２０２４年１０月３１日までの第３９期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人・ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人・ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月24日

株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
監査等委員会

監　査　等　委　員　依田　俊一　　㊞
監　査　等　委　員　松丸　三枝子　　㊞
監　査　等　委　員　岩崎　比菜　　㊞

(注) 監査等委員依田俊一、松丸三枝子、岩崎比菜は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　定款の一部変更の件

１．定款変更の理由

当社グループは当社のホールディングス化を伴うグループ内再編を予定しているところ、それに関連して、当社の事業の目的を明確化するべく、事業の目的に関する規定の一部を変更いたします。

また、2024年12月24日の当社取締役会の決議により、自己株式となっていたＢ種種類株式の全部を消却したことに伴い、発行済みのＢ種種類株式はなくなりました。当社は、今後、Ｂ種種類株式を用いた資本政策を予定していないことから、当該種類株式や当該種類株式に係る種類株主総会に関する規定を削除いたします。

さらに、当社定款第30条が、会社法第459条第１項柱書に基づき、同項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨を定めた規定であることを明確化するべく、当該規定の表現を変更いたします。

２．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　　的） 第　２　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目　　的） 第　２　条　　当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。
１．不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定及び管理業並びに駐車場の経営	１．不動産の売買、賃貸借、仲介、交換、代理、鑑定及び管理業並びに駐車場の経営
２．建築設計・監理施工及び請負業、土木工事業	２．建築設計・監理施工及び請負業、土木工事業
３．債権管理回収業	３．債権管理回収業
４．投資業	４．投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合、任意組合の企画及び組成その他投資業
５．商品投資販売業、商品投資顧問業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業	５．商品投資販売業、商品投資顧問業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業
６．金融商品取引法に規定する金融商品取引業	６．金融商品取引法に規定する金融商品取引業
７．その他金融サービス及びそれに附帯又は関連する一切の業務	７．その他金融サービス及びそれに附帯又は関連する一切の業務
（新設）	８．経営及び不動産投資に関するコンサルティング業
（新設）	９．海外不動産に関する出版物等の企画及び販売
８．貸金業	10．貸金業
９．リース業	11．リース業
10．IT関連事業	12．IT関連事業
11．損害保険代理店業及び少額短期保険代理店業並びに生命保険の募集に関する業務	13．損害保険代理店業及び少額短期保険代理店業並びに生命保険の募集に関する業務
12．魚類増殖用施設の販売及び輸出入業	14．魚類増殖用施設の販売及び輸出入業
13．人事、総務等の事務代行業	15．人事、総務等の事務代行業
14．企業、団体等の社会的責任（ＣＳＲ）に関する支援業	16．企業、団体等の社会的責任（ＣＳＲ）に関する支援業
15．統合/機能性医療事業	17．統合/機能性医療事業
（新設）	18．子会社、関係会社等に対する企業経営並びに人材育成に関する教育、研修及びコンサルティング業

現　行　定　款	変　更　案
16. 前各号に関連するライセンスの管理業 17. 前各号に関連する、製造業、卸売業、小売業、輸出入業、通信販売業及び販売流通業 18. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業 19. 前各号に付帯又は関連する一切の業 20. 前各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること	19. 前各号に関連するライセンスの管理業 20. 前各号に関連する、製造業、卸売業、小売業、輸出入業、通信販売業及び販売流通業 21. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業 22. 前各号に付帯又は関連する一切の業 （削除）
（発行可能株式総数） 第　6　条　　当会社の発行可能株式総数は250,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第１回ないし第３回Ｂ種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。 普通株式　　250,000,000株 Ａ種種類株式　　4,650,000株 第１回Ｂ種種類株式　　2,500株 第２回Ｂ種種類株式　　2,500株 第３回Ｂ種種類株式　　2,500株 以下、第１回ないし第３回Ｂ種種類株式を併せて「Ｂ種種類株式」といい、第１回ないし第３回Ｂ種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各Ｂ種種類株式」という。	（発行可能株式総数） 第　6　条　　当会社の発行可能株式総数は250,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。 普通株式　　250,000,000株 Ａ種種類株式　　4,650,000株
（単元株式数） 第　8　条　　当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式につき１株とする。	（単元株式数） 第　8　条　　当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、Ａ種種類株式につき１株とする。
（株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利） 第10条の６　当会社は、株式の併合をするときは、普通株式、Ａ種種類株式及び各Ｂ種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。 ２．　当会社は、株式の分割をするときは、普通株式、Ａ種種類株式及び各Ｂ種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 ３．　当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を、Ｂ種種類株式を有する株主（以下第１回ないし第３回Ｂ種種類株式を有する株主を併せて「Ｂ種種類株主」といい、第１回ないし第３回Ｂ種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式を有する株主を意味する場合には「各Ｂ種種類株主」という。）には各Ｂ種種類株式の種類ごとに各Ｂ種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。	（株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利） 第10条の６　当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びＡ種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。 ２．　当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びＡ種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 ３．　当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

現　行　定　款	変　更　案
４．　当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式の割当てを受ける権利を、各Ｂ種種類株主には各Ｂ種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ５．　当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、各Ｂ種種類株主には各Ｂ種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ６．　当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、各Ｂ種種類株主には各Ｂ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。	４．　当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ５．　当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ６．　当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
（Ｂ種種類株式の発行） 第10条の８　当会社の発行するＢ種種類株式の内容は、以下のとおりとする。	（削除）
（配当） 第10条の９　当会社は、Ｂ種種類株主及びＢ種種類株式の登録株式質権者（以下第１回ないし第３回Ｂ種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式の登録株式質権者を「各Ｂ種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。	（削除）
（議決権） 第10条の10　Ｂ種種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。	（削除）
（種類株主総会） 第10条の11　当会社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、各Ｂ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 ２．第13条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ３．第14条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ４．第14条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	（削除）

現　行　定　款	変更案
（普通株式を対価とする取得請求権） 第10条の12　(1)　普通株式対価取得請求権 各Ｂ種種類株主は、各Ｂ種種類株式発行後いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有する各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該各Ｂ種種類株主に対して交付するものとする。 (2)　各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに交付する普通株式の数 対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、下記（3）乃至（5）に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、各Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付はしない。 (3)　当初取得価額 各Ｂ種種類株式について会社法第199条第1項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。 (4)　当初取得価額の修正 取得価額は、各Ｂ種種類株式の発行日以降の６か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の 50％に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、 修正後取得価額は下限取得価額とする。 (5)　取得価額の調整 (a) 当会社は、各Ｂ種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}}$$ (b) 取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 当会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。 ② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。	（削除）

現　行　定　款	変更案
③　取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得価額によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 ④　当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ⑤　本号(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 (c) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 ①　円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。 ②　取得価額調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の１ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b)②の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。 (d) 本号(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。 ①　株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。 ②　その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。 ③　取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (e) 本号に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにＢ種種類株主に通知する。但し、本号(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。	（削除）
（金銭を対価とする取得請求権） 第10条の13　(1)　金銭対価取得請求権 各Ｂ種種類株主は、各Ｂ種種類株式発行後、下記（2）に定める条件が成就した場合には、当該条件が成就した日以後いつでも、当会社に対して、下記（3）に定める金銭（以下「対価金銭」という。）の交付と引き換えに、その有する 各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「金銭対価取得請求」という。）、当会社は、当該金銭対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、対価金銭を、当該各Ｂ種種類株主に対して交付するものとする。但し、分配可能額を超えて各Ｂ種種類株主から取得請求があった場合、取得すべき各Ｂ種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。 (2)　金銭対価取得請求権の行使の条件 東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限取得価額を下回ること。 (3)　各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式の数に、10,000,000円を乗じて得られた額とする。但し、Ｂ種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、Ｂ種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（金銭を対価とする取得条項（強制償還）） 第10条の14　当会社は、各Ｂ種種類株式発行後、いつでも、各Ｂ種種類株主に対して、当会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、各Ｂ種種類株主又は各Ｂ種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第２項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各Ｂ種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各Ｂ種種類株式の数に10,000,000円を乗じて得られた額とする。但し、Ｂ種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、Ｂ種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各Ｂ種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。	（削除）
（Ｂ種種類株式の譲渡の制限） 第10条の15　譲渡によるＢ種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。	
（法令の変更等） 第10条の16　法令の変更等に伴い、Ｂ種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。	（削除） （削除）
（剰余金の配当決定機関） 第　30　条　　当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。 ２．　当会社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。	（剰余金の配当等の決定機関） 第　30　条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 （削除）

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（２名）は任期満了となります。

つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から、全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	新藤（しんどう） 弘章（ひろあき） （1990年１月18日）	2014年４月　経済産業省入省 2021年５月　ハーバード大学大学院修士号取得 2021年７月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2023年９月　当社入社 経営企画部 執行役員 2023年12月　当社　代表取締役社長就任（現任） 2024年３月　株式会社REVOLUTION FINANCE 代表取締役社長就任(現任) Japan Allocation Fund SPC Director就任(現任)	―	―
2	砂川（すながわ） 優太郎（ゆうたろう） （1992年８月21日）	2016年４月　株式会社コスモスイニシア入社 2022年２月　GAインベストメント株式会社入社 2023年10月　当社入社 不動産投資事業本部　次長 2023年12月　当社　取締役副社長就任（現任） 2024年11月　株式会社REVOLUTION REALTY 代表取締役社長就任(現任)	―	―

第３号議案　会計監査人の選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の決定を得ております。

当該会計監査人は、会計監査が適切かつ妥当に行われる体制を十分に備えているものの、当社の事業規模に見合った監査対応及び監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、新たな会計監査人として應和監査法人を選任することとしたものであります。

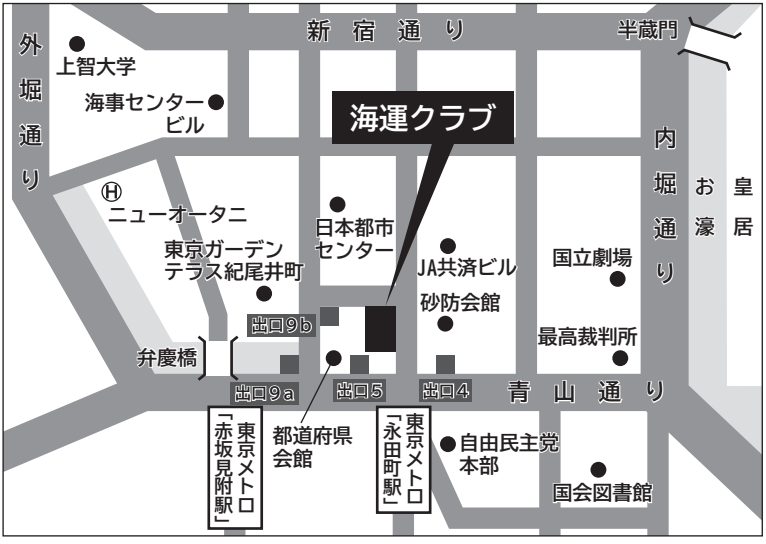
会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

名称	應和監査法人
所在地	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング
出資金	20,000千円(2024年12月1日現在)

構成人員	49名(2024年12月1日現在) パートナー(社員)　6名 職員 　公認会計士　　19名 　その他専門職員　21名 　事務職員　　3名 合計　　49名
沿革	2007年 5月 監査業務・支援業務を目的に設立 2008年 7月 應和監査法人に改称 2013年 4月 AGN International Ltdのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入 2023年 7月 Allinial Globalのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入
業務執行社員の氏名	澤田　昌輝、堀　友善
公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております。

以　上

株主総会会場ご案内略図



場所　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
海運ビル304号室

東京メトロ　半蔵門線・有楽町線・南北線
「永田町」４、５番出口より徒歩１分